

1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

1. 制度の内容

中小企業者等の年所得800万円以下の所得金額の部分については、法人税の適用税率が15%に軽減されます。（本則19%）

2. 改正の内容

適用期限を令和9年3月31日まで**2年延長**した上で、改正の内容を次の通りとします。

所得金額が年**10億円を超える事業年度**について、年所得800万円以下の金額に適用される税率を**17%**に引き上げる。

適用対象法人の範囲から**通算法人**を除外する。

通算法人とは、グループ通算制度の適用を受けている法人をいいます。

	改正前		改正案	
適用期間	令和7年3月31日までに開始する事業年度		令和9年3月31日までに開始する事業年度	
中小企業者等の年所得800万円以下の部分の適用税率	中小法人	15%（特例）	通算法人	19%（本則）
			所得金額が年10億円超の事業年度	17%（特例）
			上記以外の事業年度	15%（特例）

ポイント 極めて所得の高い中小企業者等についての見直しであるため、ほとんどの中小企業に影響はありませんが、適用対象となる法人は注意が必要となります。

2. 中小企業経営強化税制

1. 制度の内容

中小企業者等が、認定を受けた経営力向上計画に基づいて一定の設備を新規取得し、指定された事業の用に供した場合に即時償却または税額控除を選択適用することが出来ます。

2. 改正内容

次の措置などを講じた上で適用期限が令和9年3月31日まで**2年延長**されます。

収益力強化設備（B類型）

売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業が、思い切った設備投資を行うことができるよう、対象設備に**建物**が加えられます。

この規定の適用を受ける要件として「売上高100億円超及び売上成長率10%以上を目指す投資計画」、「計画認定時の売上高が10億円超90億円未満」であることなどが挙げられています。

また、投資計画の投資収益率が年平均5%以上から**7%以上**に引き上げられます。

建物及び附属設備の特別償却率及び税額控除率については、**賃上げ率に応じて変化**します。

デジタル化設備（C類型）が対象設備から**除外**されます。

ポイント の計画期間中は中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の特例の適用を受けることが出来ないので注意が必要となります。

3. 防衛特別法人税(仮称)の創設

制度の内容

防衛力強化に係る財源確保のため、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から法人税額に対し税率4%の新たな付加税として防衛特別法人税(仮称)が課されます。ただし中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。